

令和5年11月20日

第5回農業委員会総会

議 事 録

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会

第5回会津坂下町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年11月20日（月）午後3時00分～午後3時30分
- 2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員（9人）

会長	1番 鈴木 寿夫				
委員	2番 鈴木 清介	3番 渡部 敦	4番 永山 廣隆	5番 渡辺 清栄	6番 木村 行男
	7番 渡部 淳	8番 五十嵐 朱美	10番 二瓶 義典		
	坂下地区 小林 雅博	若宮地区 山内 和之	金上地区 齋藤 嘉美	広瀬地区 橋本 善和	
	川西地区 齋藤 文範	八幡地区 桑原 博之	高寺地区 藤川 将仁		
- 4 欠席委員（1人）

9番 五十嵐 智子

- 5 遅刻委員（0人）
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第4 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第 10 号 会津坂下町農用地利用集積計画の取消しについて

議案第 11 号 会津坂下町農用地利用集積計画について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 長谷川 裕一、事務局次長 渡部 聡、 農地管理係長 荒井 貴史、 係員 高久 佳菜

8 会議の概要

(議長)

本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。只今の出席委員は、9 番 五十嵐 智子委員が欠席のため 9 名であります。定数に達しております。

また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7 名です。

それでは、第 5 回農業委員会総会を開会いたします。

(議長)

それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。

日程第 1 議事録署名委員の指名について

(議長)

議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員として、3 番 渡部委員、4 番 永山委員の 2 名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

(議長)

「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。
第5回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。

(議長)

次の日程に入る前に確認をしておくことがあります。
議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は1件ごとに行います。

日程第3 報告第6号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」

(議長)

日程第3 報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

それでは、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1号案件は、公社と借受者の契約を合意解約するものであり、当該農地は、今後、高寺地区の外の農業者に再転貸する予定です。
2号案件から4号案件は、当該申請地を生前贈与することとなったため、利用権設定を解約するものです。

(議長)

事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。

日程第4 議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

(議長)

議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

それでは、本案件について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

本案件は、生前贈与をするために息子である譲受人へ所有権移転するものです。譲受人は町外在住ですが、通いながら水稻・野菜を作付する予定です。

(議長)

本案件について、担当委員の調査報告をお願いします。

（４番 永山委員）

本案件について調査の結果を報告します。譲受人は町外のため事務局に確認を依頼し、譲渡人に 11 月 12 日に訪問にて、申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

（議長）

質疑に入ります。本案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

（議長）

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

（議長）

挙手全員であります。よって、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

議案第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

（議長）

議案第 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

1号案件から2号案件について、事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。

1号案件は、駐車場用地として使用貸借権を設定するものであり、申請地は都市計画の用途区域内の第3種農地で、転用に問題はありません。

2号案件は、消火栓新設工事に伴い現場事務所が必要となり、設定人より当該地を借り受け1年間一時転用したいというものです。

(議長)

1号案件について、担当委員の調査報告をお願いします。

(7番 渡部委員)

1号案件について調査の結果を報告します。11月14日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。設定人・被設定人に11月15日に訪問にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。

(議長)

2号案件について、担当委員の調査報告をお願いします。

(八幡地区 桑原推進委員)

2号案件について調査の結果を報告します。11月13日に事務局と共に現地に赴き、周辺農地に影響がないことを確認しました。設定人は県外のため事務局に確認を依頼し、被設定人には11月19日に訪問にて、申請地、面積、転用の目的等を聞き取りし、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。2号案件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり許可することに決しました。

議案第10号「会津坂下町農用地利用集積計画の取消しについて」

(議長)

議案第10号「会津坂下町農用地利用集積計画の取消しについて」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

それでは、本案件について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

本件は、令和5年8月の農業委員会総会において、会津坂下町農用地利用集積計画について提案し、審議いただいた案件です。

集積計画の公告後、申請内容に誤りがあったことから取消しについてお諮りするものです。

誤りの内容については、新規契約分として申請したものの中に、すでに契約済みの農地も含まれており、二重契約となっていることが判明しました。今後、このようなことがないように十分留意するとともに、お詫び申し上げるものであります。

今後については、議決後、町長に取り消しを請求し、取消し公告を要請するものです。

また、今回取り消した中に含まれる、新規で契約する分については、今後契約をする予定です。

(議長)

質疑に入ります。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について、原案のとおり取消しすることに賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって、本件については、原案のとおり取消しすることに決定しました。

議案第 11 号「会津坂下町農用地利用集積計画について」

(議長)

議案第 11 号「会津坂下町農用地利用集積計画について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。

<事務局朗読>

(議長)

1 号案件から 7 号案件について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

1 号は公社が広瀬地区の田 370 m²を借入れ、2 号は公社が広瀬地区の田 1,112 m²を借入れ、1 号、2 号併せて 3 号の広瀬地区の農業者へ集積します。

4号は公社が若宮地区の田 34,551 m²を借入れ、5号の若宮地区の認定農業者へ集積します。

6号は公社が金上地区の田 22,243 m²を借入れ、7号の金上地区の認定農業者へ集積します。

(議長)

1号案件から3号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(10番 二瓶委員)

1号案件から3号案件について調査の結果を報告します。1号案件の貸手については町外のため事務局に確認を依頼し、2号案件の貸手・3号案件の借手については11月11日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。1号案件から3号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件から3号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって1号案件から3号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

4号案件から5号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(若宮地区 山内推進委員)

4号案件から5号案件について調査の結果を報告します。4号案件の貸手については11月11日に電話にて、5号案件の借手については11月16日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。4号案件から5号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。4号案件から5号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって4号案件から5号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

(議長)

6号案件から7号案件について担当委員の調査報告を求めます。

(6 番 木村委員)

6 号案件から 7 号案件について調査の結果を報告します。6 号案件の貸手・7 号案件の借手に対し 11 月 13 日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

(議長)

質疑に入ります。6 号案件から 7 号案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

【ありません】

(議長)

採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。6 号案件から 7 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

(議長)

挙手全員であります。よって 6 号案件から 7 号案件については、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付すことに決しました。

以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。

これをもちまして、第 5 回農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和5年11月20日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員